

※数字は枠に掛からない様に御記入下さい。

1

整理番号			-		-		-		-				(	号機	)
------	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--	--	--	---	----	---

1. 建築基準法第12条第5項による報告書(1)

令和 年 月 日

様

報告者 住所

氏名

( 法人にあってはその事務所の所在地及び  
名称並びに代表者の氏名 )

下記昇降機の確認申請を要しない改修工事を行うので報告します。

記

確認済証	昭・平・令	年	月	日	第	号
検査済証	昭・平・令	年	月	日	第	号
設置者の	住所					
	氏名					
建築物の	所在地					
	名称					
設計者の	住所					
	氏名					
製造者の (メーカー)	所在地					
	名称					
施工者の	住所					
	氏名					
昇降機等の種類・用途						
報告事項						
理由						

注; ※印のある欄は記入しないで下さい。

※受付欄	※決裁欄	※
	※総合所見	

## 1.「建築基準法第12条第5項による報告書(1)」の提出要領

### 1. 適用範囲

この要領は、エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設等の確認申請を要しない軽微な仕様変更を伴う修理工事を行う場合について適用する。

### 2. 定義

#### (1) 修理工事

① 確認申請書(計画通知書)の提出を必要としない軽微な仕様変更

### 3. 報告用紙及び報告の時期

(1) 建築基準法第12条第5項による報告書(1)を使用する。

(2) 上記2.項(1)による修理工事を行う場合に適時報告する。

### 4. 提出部数

(1) 建築基準法第12条第5項による報告書(1)は原則として1基ごとに「正」、「副」を提出する。

### 5. 記入要領

(1) 欄外最上段の整理番号は、当該昇降機等の整理番号を記入する。

(2) 行政庁宛先

千葉県 知事 様

〇〇〇 市長 様

(3) 右上年月日は、提出年月日を和暦で記入する。

(4) 報告者は、住所及び氏名を記入する。

① 法人にあっては、主な事務所の所在地、名称及び代表者の職名並びに氏名を記入する。

(5) 設計者又は製造者氏名

① 当該昇降機等の設計又は製造者(メーカー)の所在地、会社名を記入する。(個人の場合は住所、氏名とする。)

以上

※数字は枠に掛からない様に御記入下さい。

1

整理番号			-		-		-		-				(	号機	)
------	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--	--	--	---	----	---

2. 建築基準法第12条第5項による報告書(2) (参考様式)

令和 年 月 日

様

報告者 住所

氏名

( 法人にあってはその事務所の所在地及び )  
名称並びに代表者の氏名

検査済証のない建築物に設置された昇降機について、定期報告を行うにあたり、昇降機の確認申請時の状況及びその後の維持管理について以下のとおり報告します。この報告書は事実と相違ありません。

記

確認済証	昭・平・令	年	月	日	第	号
検査済証	昭・平・令	年	月	日	第	号
設置者の	住所					
	氏名					
建築物の	所在地					
	名称					
設計者の	住所					
	氏名					
製造者の (メーカー)	所在地					
	名称					
施工者の	住所					
	氏名					
昇降機等の種類・用途						
報告事項						
理由						

注; ※印のある欄は記入しないで下さい。

※受付欄	※決裁欄	※
	※総合所見	

## 2.「建築基準法第12条第5項による報告書(2)」の提出要領(参考)

### 1. 適用範囲

この要領は、検査済証が交付されていない建築物に設置されたエレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等に対し、報告指定ワッペン又は定期検査報告済証の交付を希望する場合の報告について適用する。

尚、掲載している建築基準法第12条第5項による報告書(2)、提出要領は参考であり、報告に関する詳細は所轄の特定行政庁に確認すること。

### 2. 報告条件

#### (1) 確認済証

① 建築物、昇降機の確認済証が交付されていること。

#### (2) 適法性

① 昇降機に係る部分について、設置された当時の建築基準法令の規定、又はそれ以降の建築基準法令の規定に適合すること。

### 3. 報告用紙

(1) 報告をする場合の報告様式は、所轄の特定行政庁に確認すること。

(2) 報告書様式に特定行政庁の指定がなく、建築基準法第12条第5項による報告書(3)を使用する場合は、所轄の特定行政庁の承認を得ること。

### 4. 提出書類

(1) 報告に必要な提出書類は所轄の特定行政庁に確認すること。

### 5. 提出部数

(1) 原則として1基ごとに「正」、「副」を提出する。

### 6. 記入要領

(1) 欄外最上段の整理番号は、当該昇降機等の整理番号を記入する。

#### (2) 行政庁宛先

千葉県 知事 様  
〇〇〇 市長 様

(3) 右上年月日は、提出年月日を和暦で記入する。

(4) 報告者は、住所及び氏名を記入する。

① 法人にあつては、主な事務所の所在地、名称及び代表者の職名並びに氏名を記入する。

#### (5) 設計者又は製造者氏名

① 当該昇降機等の設計又は製造者（メーカー）の所在地、会社名を記入する。（個人の場合は住所、氏名とする。）

### 7. その他

① 建築基準法12条5項での報告は、特定行政庁の求めにより実施するものであり、掲載の建築基準法第12条第5項による報告書(2)（参考様式）を使用する場合は、所轄の特定行政庁の承認が必要となる。